



夫婦の財産管理の考え方

夫婦の財産関係は、晩婚化、女性の社会進出、熟年カップルの離婚・再婚など多様なライフスタイルの中で、財産形成やその管理の在り方が見直されています。これまで多くあったように、我が家の財産は夫婦2人のものだと曖昧に考えていると、人生の節目で思わぬ贈与税や相続税の負担をとまなうこともあります。夫婦の間の財産関係を明確にしておくことは、夫婦間の平和を維持したり、夫婦と取引する第三者との関係においても重要なことです。そこで、夫婦の間でお互いの話し合いによる「契約型」財産管理に関心を持つ夫婦が増えています、欧米と異なり、わが国にはなじまない側面があることも事実です。

ここでは、「夫婦財産契約」を中心に考えてみましょう。

(1)夫婦財産契約と法定財産制

夫婦の間の財産関係を法律が定めている制度を夫婦財産制とっています。

わが国における夫婦財産制は2本建ての制度になっています。1つは、夫婦が婚姻届を出す前に、互いの自由な契約によって夫婦の財産契約を定める「夫婦財産契約」で、もう1つは、夫婦の財産を夫と妻が別々に所有、保管する夫婦別産制と呼ばれる「法定財産制」です。もし夫婦が意識的に夫婦財産契約を結ばないときは、法定財産制に従うという選択的なしくみです。

明治民法での夫婦別産制は、財産の所有関係は夫婦別々であっても、その財産の管理は夫が共通して行うものであり、妻には財産の管理権がありませんでした。しかし、現在の民法では、家制度を排して個人主義の考え方を導入したため、妻の財産的な地位を認め、夫婦の対等性を実現するという点で重要な役割を果たしています。

ところが、夫婦の財産関係では、いまだその財産はドンブリ勘定という色彩が意識面で色濃く残っています。ある調査によると、夫名義の財産は、80%以上の妻が夫婦のもの、あるいは夫の財産は妻も自由に使えると考えています。

(2)夫婦間の契約

夫婦間の契約は、婚姻中いつでも夫婦の一方からこれを取り消すことができるという契約取消権(民法754条)があります。これは、夫婦というのは信頼を基礎として成り立っているという特殊性にもとづき、他人との間で結ばれる通常の契約とは違ったものとみなされているからです。実は、この規定は悪用されることが多くありました。たとえば、夫婦関係が破綻に瀕している夫婦の一方が、数多くの財産を贈与するから離婚して欲しいと話をもち出し、相手がそれを信じて離婚届に捺印すると、自らも署名捺印します。そして、役所に届け出る前に相手方に贈与契約を取り消す旨の意思表示をしておき、その後離婚届が受理されると、まったく財産を贈与せずに済むといったように悪用されることがありました。まさに契約取消権の悪用です。

(ご参考) 第 754 条

夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

今日では民法 768 条に離婚財産分与の制度を設け、離婚した夫婦の一方は他方に対して財産分与の請求をすることができることになっているため、契約取消権の悪用は厳に否定されなければならないものです。

では、どうして夫婦間の契約取消権が認められているかという立法の趣旨は、夫婦間では威圧や溺愛による契約がなされることがあったり、夫婦間の契約に拘束力を認めると家庭の平和を乱すこともあるといった事情が考慮されてのことでしたが、今日では夫婦間の契約取消権の規定そのものを削除するという考え方が強くなりつつあります。

(3)夫婦財産契約の効用

相続対策にせよ事業承継の準備にせよ、「家族」のことを抜きにしてファイナンシャル・プランニングを実行することは難しく、家族の中核となる夫婦の財産関係への理解は重要です。

たとえば、離婚率の増加にともなって、財産の分け方や継承の方法に具体的な課題が生まれています。たとえば再婚相手の子どもとの養子縁組をどうするか。誰がどの親の財産を継承するかといった問題を円満に解決するニーズが必然的に生まれているのです。離婚経験者同士の家族(ブレンディッド・ファミリー)で、遺産の分け方を巡って、親子、あるいは兄弟姉妹の間に泥仕合が展開する時は、当人たちも気づいていない幼時期の親子の愛情問題、あるいは、兄弟喧嘩の再燃といった形をとりやすく、そうした時、夫婦財産契約を活用する意義は大きなものといえます。

さて、この夫婦財産契約は公正証書で作成し、法務局での登記という一連の手続きを進めることになります。私たちの身の回りに「契約」という概念が広く行きわたり、平成 12 年 4 月からスタートした介護保険制度や任意後見制度も正に将来を見据えて前もって契約をしておくという社会制度です。ファイナンシャル・プランニングを具体化する実務家にとって是非学んでおきたい知識の一つといえます。

< 著者プロフィール >

有田 敬三 氏

株式会社 生活経済研究所 代表取締役。

都市銀行勤務中の 1986 年、金融界初のファイナンシャル・プランニング会社の設立に参画。その後、1999 年 7 月、株式会社 生活経済研究所を設立し現在に至る。中小法人、個人顧客層を対象に会員制でコンサルティング業務を行っている。著書に「ホリスティックファイナンシャルプランニング」「CS の心理学」など。

「マネープラン読本」は日本リスクマネジメント学会優秀著作賞受賞。

立命館大大学院、関西学院大でも教鞭をとっている。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488